

被扶養者認定に必要な提出書類一覧

申請する認定対象者の状況によっては、下記以外の証明書類の提出等を求めることがあります。

◎:必ず提出 ○:該当するとき、必ず添付 △:備考参照

申請対象者の状況 【該当する状況が複数あるときは、 該当するもの全ての書類の提出が 必要となります】	提出/添付書類	また は 書 類 入 手 先	別居していても認められる人							同居が 条件の人	備考	
			配偶者	子		兄弟 姉妹・孫	祖 父 母	義 父 母				
				18 歳 未 満	18 歳 以 上							
専用紙	被扶養者異動届		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	被扶養者調書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
生計維持関係が証明される書類	収入なし	無職・収入がない人	(非)課税証明書 <注1>	市区町村	○	△	○	△	○	○	△学生以外の場合は必ず提出	
		学生	在学証明書または学生証(写)	学校	○	○	○	○	○	○	18歳未満は被扶養者異動届に学年を明記	
	収入あり	現在働いている人 (パート・アルバイトを含む)	給与明細書直近3ヶ月分(写) または雇用契約書(写) もしくは収入見込額通知書	事業主	○	○	○	○	○	○		
		雇用保険に加入 していたとき 退職した人 (1年以内)	失業給付を受給する人	離職票(1)(2)の(写) または退職証明書	ハローワーク・ 事業主	○	○	○	○	○	○	基本的に失業給付開始日より扶養 削除手続きが必要(待期間、 給付制限期間のみ認定)
			失業給付を受給しない人	離職票(1)(2)の(写) または退職証明書		○	○	○	○	○	○	
			失業給付を受給終了 受給期間を延長する人	支給終了印のある 雇用保険受給資格者証(両面写) 受給期間延長通知書(写) または受給期間延長受理印のある 雇用保険受給資格者証(写)		○	○	○	○	○	○	
	雇用保険に加入 していなかった場合	雇用保険未加入である旨記載の 退職証明書等		○	○	○	○	○	○	公務員の場合、 辞令書(写)を添付		
	年金受給者	(非)課税証明書と 直近の年金支払通知書(写)	市区町村・日本 年金機構	○	○	○	○	○	○	年間収入130万未満 (60歳以上は180万未満)が条件 (障害(遺族)年金等全て含む)		
	個人事業を廃業した人	個人事業の廃業届出書(写)	税務署	○	○	○	○	○	○			
	別居の人	仕送り証明3ヶ月分以上の 送金証明書 (銀行振込/通帳(写)など)	金融機関		△	○	△	○	×	△学生の場合は必要なし 対象者の年収を上回る 送金実績が必要		
その他	結婚したとき	婚姻受理証明書		○						別途、該当する生計維持関係が 証明される書類を添付		
	親族/同一世帯等が証明されるもの	続柄記載の住民票 (世帯全員が記載された住民票)	市区町村		△	○	○	○	○	△別居の場合は提出 (大学生までは除く)		
	続柄が確認・証明されるもの	戸籍謄本				○	○					
	障害者	障害者手帳(写)		○	○	○	○	○	○			
(住 民 票 内 に 住 み 所) <注2>	①外国において留学をする学生	査証(写)、学生証(写)、 在学証明書、入学証明書等	学校	○	○	○	○	○	○	外国語で作成されている場合は、 翻訳者の住所、氏名を記載した日 本語の翻訳文を添付してください。		
	②外国に赴任する被保険者に 同行する者	査証(写)、海外赴任辞令、 海外の公的機関が発行する 居住証明書(写)等	市区町村・ 事業主等	○	○	○	○	○	○	外国語で作成されている場合は、 翻訳者の住所、氏名を記載した日 本語の翻訳文を添付してください。		
	③観光、保養又はボランティア活動 その他就労以外の目的で一時的に 海外に渡航する者	査証(写)、ボランティアの参加同 意書(写)、ボランティア派遣機関 の証明(写)など		○	○	○	○	○	○	外国語で作成されている場合は、 翻訳者の住所、氏名を記載した日 本語の翻訳文を添付してください。		
	④被保険者が外国に赴任している間に 当該被保険者との身分関係が 生じた者であって、上記②と同等と 認められるもの	婚姻受理証明書等の婚姻等を 証明する書類または、 出生証明書(写)等の出生を 証明する書類		○	○	○	○	○	○	外国語で作成されている場合は、 翻訳者の住所、氏名を記載した日 本語の翻訳文を添付してください。		

※父母または祖父母が夫婦で同一世帯を構成している場合は、両者の収入証明・年金証明等が必要です。

※両親共に被保険者の場合、「子」は原則として両親のうち収入の多いほうの被扶養者となります。

※健康保険の扶養に入ることができるのは、75歳未満の方です。

<注1>市区町村によって名称が異なることがあります。(所得証明書・(非)課税証明書等)

<注2>令和2年4月から健康保険法の一部改正に伴い、添付が必要となりました。(健康保険法第3条7項関係)